

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会
トレーニング指導者認定試験(養成校・養成機関対象) 2011年度受験要項

1. 申請条件

下記の①または②に該当すること

- ①本協会が認定するトレーニング指導者養成校にて、指定の科目を履修済みまたは受験年度中に履修見込みの者
- ②本協会が認定するトレーニング指導者養成機関にて、所定の教育プログラムを修了または受験年度中に修了見込みの者

注) 養成校及び養成機関に認定される以前の卒業生及び教育プログラム修了者には適用されません。

2. 申請から受験までの流れ

(1) 申請に必要な書類

- ①受験申請書(本協会指定様式)
- ②下記いずれかの書類
 - a. 対応科目履修・履修見込み証明書(本協会指定様式)
 - b. 過去の養成校・養成機関対象認定試験結果通知の写し

(2) 申請書類の送付

募集期間内に必要書類一式を下記あてに「特定記録郵便」にて郵送してください。

〒106-0041 東京都港区麻布台3-5-5-907

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会 養成校・養成機関対象認定試験 係

・第1回認定試験(東京会場:2011年11月6日/大阪会場:2011年11月13日 実施)

募集期間: 2011年9月1日(月)~ 2011年10月14日(金)

・第2回認定試験(東京会場:2012年2月5日/大阪会場:2012年2月12日 実施)

募集期間: 2011年12月1日(木)~2012年1月20日(金)

(3) 受験者の審査と通知

申請書類は、各養成校・養成機関でまとめてお送りいただきます。申請書類を審査の上、受験票ならびに受験料の案内を、養成校・養成機関のご担当者宛に一括で送付いたします。

(4) 受験料の支払い

申請後、本協会からの通知に基づき、必ず試験実施日の10日前までに受験料をお振込ください。

- ・一般科目と専門科目の両方受験の場合 31,500 円(税込)
- ・一般科目または専門科目どちらか一科目のみ受験の場合 21,000 円(税込)

振込先: みずほ銀行 九段支店(支店番号532) 口座番号(普通)1282948

口座名義 トクヒニホントレーニンングシドウシヤキョウカイ

3. 試験日程と会場

第1回 東京会場:2011年11月6日(日) 会場:東京都近郊
近畿会場:2011年11月13日(日) 会場:大阪府近郊

第2回 東京会場:2012年2月5日(日) 会場:東京都近郊
近畿会場:2012年2月12日(日) 会場:大阪府近郊

タイムスケジュール(予定)

12:00～12:45	受付
13:00～14:30	一般科目 試験(90分・90問)
14:00～14:30	専門科目のみ受験者 受付
15:00～16:30	専門科目 試験(90分・90問)

4. 定員

200名(各会場) ※定員を超えた場合には、別日程もしくは複数会場で実施する場合がございます。

5. 試験結果の発表と資格取得手続き

- ・受験日から1カ月以内に受験者と所属養成校・養成機関に合否を通知いたします。
- ・認定試験(一般科目、専門科目の両方)に合格し、本協会への入会手続きが完了した方には、「日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者(JATI-ATI)」の資格が授与されます。
- ・合否を通知後、1カ月以内に入会手続きが行われず、入会の意思が認められない場合には、認定試験の合格を取り消す場合があります。なお、その場合の受験料等の返金はいりません。また、合格通知に記載されている認定資格有効期限については、入会手続きの遅延があった場合でも変更いたしません。

6. その他

- ・認定試験に不合格となった場合、以降に実施される認定試験を再度受験することができます。また、一般科目または専門科目のどちらか一方のみ不合格となった場合には、不合格の科目のみ受験し、合格すれば資格を取得することができます。その際には受験者へ送付される試験結果通知が証明書となりますので、大切に保管してください。
- ・受験申込みの際に申請した履修見込み科目の単位が取得できなかった場合には、速やかに事務局までご連絡ください。
- ・資格は5年間有効であり、以降は資格継続単位等の取得により、更新することができます(5年後更新料: 税込21,000円)。
- ・認定試験の申請、受験に際して虚偽または不正等が発覚した場合には、受験の中止や、認定試験の合格を取り消します。なお、その場合の受験料等の返金はいりません。

7. 問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本トレーニング指導者協会
〒106-0041 東京都港区麻布台3-5-5-907
TEL:03-6277-7712 FAX:03-6277-7713 e-mail: info@jati.jp

以上